

富士宮市週休2日推進工事入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市が発注する休日施工の原則禁止を条件とした工事における入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 対象期間

工事着手日（準備期間を除く）から工事完成日（後片付け期間を除く）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(2) 休工日

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(3) 週休2日

対象期間において、4週8休以上に相当する休工日を取得したと認められる状態のことをいう。

(4) 週休2日推進工事入札

休日施工の原則禁止を条件とした入札のことをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日推進工事入札の対象となる工事は、市が発注する予定価格が200万円以上の工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間以内と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事、修繕工事及び災害復旧工事
- (3) 工事発注担当課長が対象工事に適さないと判断する工事

(入札公告及び特記仕様書等への明示)

第4条 市長は、週休2日推進工事の入札を行おうとするときは、入札公告で提示する特記仕様書等に、週休2日推進工事の対象であることを明示するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。